

◇鳥取県行政組織条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県政推進上の重要施策の総合調整機能の強化等のため、企画部から未来づくり推進局に主要施策の調査研究に係る事務を移管し、企画部を地域振興部に改組する。
- (2) 業務の実情等に対応してより機能的な組織となるよう、行政監察監を廃止し、総務部と統合する。
- (3) その他所要の見直しを行う。

2 条例の概要

- (1) 主要施策の調査研究に関する事項を、未来づくり推進局（現行 企画部）の所掌事務とする。
- (2) 企画部を地域振興部に改める。
- (3) 行政監察監を廃止し、行政監察監が所掌していた事務を総務部に移管する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 次の条例について、所要の規定の整備を行う。
    - (ア) 鳥取県個人情報保護条例
    - (イ) 鳥取県情報公開条例
    - (ウ) 鳥取県男女共同参画推進条例
    - (エ) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例

◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,910人	2,938人
一般会計支弁に係る職員	2,900人	2,928人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,312人	2,326人
県立学校の職員	2,053人	2,065人
県立学校の職員以外の職員	259人	261人
人事委員会の事務局の職員	11人	12人
企業局の職員	59人	60人
県費負担教職員	4,202人	4,211人

- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

総合事務所の体制の見直しに伴い、その所管区域等を改めるとともに、新たに設置する県税事務所等の名称、位置及び所管区域を定める。

2 条例の概要

- (1) 総合事務所

- ア 東部総合事務所、八頭総合事務所及び日野総合事務所を廃止する。
- イ 西部総合事務所の所管区域に日野郡を加える。
- ウ 県税の賦課及び徴収に関する事務を、所掌事務から削除する。

(2) 行政機関

県税事務所、福祉保健事務所、生活環境事務所、農林事務所、鳥獣対策センター及び県土整備事務所を新たに設置し、名称、位置及び所管区域について定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 次の条例について、所要の規定の整備を行う。

- (ア) 職員の給与に関する条例
- (イ) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
- (ウ) 鳥取県屋外広告物条例
- (エ) 鳥取県建築基準法施行条例
- (オ) 鳥取県感染症診査協議会条例
- (カ) 鳥取県保健所条例
- (キ) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例
- (ク) 鳥取県採石条例
- (ケ) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例
- (コ) 鳥取県景観形成条例

◇鳥取県行政財産使用料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

再生可能エネルギーの導入の促進を図るため、行政財産である建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料の額を引き下げる。

2 条例の概要

- (1) 建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料の額は、使用許可を受ける者と知事が協議して定める額（現行 1平方メートルにつき1月1,330円）とする。
- (2) 次の場合の使用料の額は、年額1,500円であることを明記する。
  - ア 電気事業又は電気通信事業用の共架設備を設置するために土地を使用させる場合
  - イ 電気事業又は電気通信事業用の知事が定める設備を設置するために建物等を使用させる場合
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

介護保険法の一部が改正され、指定居宅サービス事業者の基準等を条例で定めることとされたことから、当該条例を定める事務は移譲対象から除くよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の基準等を定める事務については、当該事業者の指定等の権限を移譲している南部箕蚊屋広域連合には移行しない（県の条例で定める基準等が適用される）ことを明記する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県統計調査条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、統計の作成等を知事等に委託する者が納める手数料の額を改める。

2 条例の概要

(1) 委託により作成した統計表の提供に係る手数料の額を次のとおり引き下げる。

区分	金額	
	改正前	改正後
光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	1枚につき50円	1枚につき30円
光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付	1枚につき90円	1枚につき50円

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県環境影響評価条例の一部改正について

1 条例の改正理由

環境影響評価法及び環境影響評価法施行令の一部改正により、計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置の実施状況の公表の義務付け及び風力発電事業の対象事業への追加が行われたことを踏まえ、条例による環境影響評価についても同様の義務を課す等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 事業者は、事業の位置、規模等を選定する計画立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成し、及び公表しなければならないものとする。

(2) 事業者は、事後調査を行ったときは、事後調査報告書を作成した旨を公告し、縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。

(3) 環境影響評価の対象事業として、風力発電所の設置及び変更の事業を追加する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

環境配慮住宅の建設促進、県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、助成要件及び助成額を見直すとともに、条例の失効期限を3年間延長する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 助成額が加算される環境配慮住宅の要件及び加算額を次のように改める。

要件	加算額	
	現行	改正後
環境への配慮に係る性能に関する評価が高いこと。	17万円	5万円
長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられていること。		10万円
建築、維持管理等に関する情報が記録され、適切に活用されること。		2万円

(2) 改修に対する助成の要件を県産材の使用量が0.3立方メートル以上（現行 1立方メートル以上）に改める。

(3) 条例の失効期限を平成28年3月31日（現行 平成25年3月31日）まで延長する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成25年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。